

1. 今回の変更の考え方

- 平成 26 年 1 月 15 日の総合特別事業計画の認定（以下、「新・総特」という。）以降、原子力損害賠償においては、中間指針第四次追補を踏まえた住居確保損害の賠償基準を確定したことや、平成 26 年 3 月以降の就労不能損害の取り扱いを決定したことなど状況が変化。
- 加えて、福島復興に向け、被害者の方々に早期に生活再建の第一歩を踏み出していたくために、これまでの取り組みにとどまらず、各種取り組みを全社を挙げて実施することが必要。
- 今回の変更は、こうした状況変化等を踏まえ、今後の損害賠償に万全を期すとともに、賠償を復興につなげる基盤づくりを進めるため、「要賠償額の見通し」、「損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策」及び「福島復興に向けた取り組みの深化」等に係る内容を変更するもの。
- なお、今回変更しないその他の内容については、需給や収支の見通し、経営環境の変化等を踏まえ、今後精査のうえ所要の変更について検討。

2. 主な変更内容

(1) 要賠償額の見通し

- 新・総特認定時から、中間指針第四次追補を踏まえた住居確保損害の賠償基準を確定したことや、平成 26 年 3 月以降の就労不能損害の取り扱いを決定したこと等に伴い、要賠償額の見通しが 5,125 億円増加した旨を記載。

(2) 損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策

- 「3つの誓い」に基づく各種の取り組みについて、概ね順調に進捗しているが、以下の通り更なる対応の強化を図っていく旨を記載。
 - ・ 本賠償未請求の個人の方への電話連絡や戸別訪問等を通じ、ご請求を呼びかける取り組みを継続実施。さらに、仮払補償金・本賠償ともに未請求の方に対しても、自治体のご協力を得ながら、ダイレクトメールのご送付や、電話連絡、戸別訪問によるご請求の呼びかけなどを実施し、賠償の貫徹に努める。
 - ・ 中間指針第四次追補関連賠償（住居確保損害等）や、放射性物質汚染対処特措法施行前に実施した除染作業に係る費用等の賠償などを着実に実施していく。
 - ・ 賠償のお支払い手続きにおいて、個別の事情をこれまで以上に丁寧に伺うため、経験豊富なベテラン管理職を福島へ専任配置するとともに、福島県内の自治体ごとに責任担当者を割り当てる等、現地の対応力を強化する。

(3) 福島復興に向けた取り組みの深化

- 福島復興の早期実現に全力を傾注するため、福島本部に属する「復興調整室」を改編し「復興調整部」を設置。被災された方々や、地元自治体のご意見・ご要望を現場でダイレクトに受け止めることに加え、ご意見・ご要望を踏まえた復興策を自治体や政府等に広く提案する機能を強化し、産業基盤の育成や雇用創出にも主体的に取り組むことを記載。

(4) 収支の見通し

- 注記に平成 26 年 3 月期の決算実績及び収支の見通しを変更しない理由等を記載。

以上